

第1 監査の請求

1 請求書の受付

平成28年10月17日

2 請求人 (略)

3 請求の内容

請求の内容を要約すると次のとおりである。

(1) 請求項目

沖縄県知事に対し、次の勧告を行うよう求める。

ア 沖縄県知事は、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に伴う各種警備事業に関して、沖縄県外警察職員が行う活動に係る一切の公金の支出を禁止すること。

イ 平成28年7月以降の上記活動のための公金を支出した沖縄県警察本部長若しくは同支出につき決裁を行った職員に対して、損害賠償請求若しくは損害賠償命令を行うこと。

ウ 沖縄県公安委員会は、平成28年7月に出した県外警察職員の派遣を求める援助要求（以下「援助要求」という。）を撤回し、今後は新たな援助要求を行わないこと。

(2) 請求の理由

沖縄県公安委員会は、平成28年7月12日に東京都他5府県の公安委員会に警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づき、警察職員の援助要求を行い、7月中旬にこれら6都府県から500人規模の警察職員が沖縄県に派遣された。

また、同月12日に沖縄県警察本部長は、派遣された県外警察職員の活動に伴う燃料費、高速道路使用料、車両修理費は沖縄県が負担する旨の文書を発出した。

しかし、これらの県外警察職員の活動に対する沖縄県の公金支出は、次のとおり違法若しくは不当であるため、請求項目のとおり勧告を求める。

ア 沖縄防衛局は、東村高江地区において4か所のヘリコプター着陸帯建設工事を進めようとしているが、完成すればオスプレイの騒音はさらに激化し、住環境の破壊等につながる。

イ 沖縄県警及び県外警察の職員は、警備活動において、違法な車両検問や抗議行動者への暴行・傷害・長時間拘束等を行うとともに、工事作業員を警察車両で運ぶなどの行為を行っている。

これらの行為は、基本的人権を制限するものであるとともに、移設工事の事業者である沖縄防衛局の便宜をことさらに図ったもので、警察法第2条第2項が定める「不偏不党且つ公平中正」に反している。

ウ 警察庁は、沖縄県公安委員会が6都府県に援助要求を決定する前日（平成28年7月11日）に、同都府県警察本部長等宛てに派遣について事前通知を行っているが、これは、沖縄県公安委員会の存在意義を没却するものである。

また、沖縄県公安委員により平成28年7月12日に援助要求を決定したとしているが、公安委員による会議が開催されておらず、違法・不当な手続である。

エ 北部訓練場ヘリコプター着陸帯の移設は、県知事の方針や県議会の決議、県民の総意に反するものである。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成28年11月14日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

沖縄県公安委員会の援助要求は、適法な手続を経てなされたものか及び県外警察職員の活動への本県の支出が適正に行われていたかについて監査を実施した。

2 監査対象機関

沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び沖縄県警察本部（以下「警察本部」という。）を監査対象機関とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年11月21日に請求人から新たな証拠の提出を受けるとともに、同月22日に請求人の陳述を聴取した。

陳述の際、同条第7項の規定に基づき、関係職員が立ち会った。

4 関係職員の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、平成28年11月22日に関係職員の陳述を聴取した。その際、同項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

なお、関係職員の陳述に対する請求人の意見が同月25日に提出された。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 公安委員会は、警察法第60条第1項により援助要求を行う権限を有している。また、同条第2項の規定により援助要求を行う場合は、事前に必要な事項を警察庁に連絡しなければならないとされている。

(2) 援助要求の状況

援助要求は、7月12日の初回から監査実施日の11月18日までに計11件の決裁が行われていた。

ア 7月12日の援助要求について

7月12日には、警備一課及び警備二課関係の2件の援助要求が決裁されていた。

この2件の決裁については、警察本部職員からの聴取及び沖縄県公安委員会の委員（以下「公安委員」という。）の陳述によると、

(ア) 公安委員が交互に県議会本会議（7月5日から同月12日まで）に出席するため、公安委員会定例会が開催できなかったことから、持ち回りによる決裁を行った。

(イ) 会議によらない公安委員会の権限の行使については、沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第1号。以下「運営規則」という。）第9条の2に定められている。

(ウ) 7月5日及び6日にかけて三委員に個別に説明を行い、7月11日及び12日にかけて決裁を受けていたが、その過程において各委員からの質疑や指摘に応えるとともに、これを他の委員に伝達をするなど、委員相互に検討状況の共有が図られていた。

(エ) 工事開始までに警備体制を整えるためには、援助要求先の6都府県公安委員会の開催日等との関係もあり、7月12日までに決裁を受ける必要があった。

とのことである。

なお、運営規則第9条の2の規定によれば、会議によらない方法で協議を行い公安委員会の権限を行使した場合は、「委員会の権限を行使した委員長又は委員は、そのとった措置について、次の会議に報告しなければならない。」と規定されているが報告はなされていなかった。

その理由については、本件の場合、「委員相互に検討状況の共有が図られていた」ことから、改めて報告はしなかったとの公安委員会の見解であった。

イ その他の援助要求について

その他の9回の援助要求については、公安委員会定例会において協議の上、議決がなされていた。

(3) 警備活動に関する公安委員会の関与の状況

警察本部職員からの聴取によると以下のとおりである。

公安委員からは、当初から公平中立な立場で抗議活動者、工事関係者、警察職員等全ての関係者にけが人をださないように警備活動に当たるよう指示があった。

公安委員会定例会において、必要に応じて警備状況を説明しているが、特に報道に取り上げられた事案等については、ビデオにより確認している。

県外警察職員に対しても受入時に、本部長以下が警備会議に出席し、公安委員からの注意を伝え、また、現場では毎日の会議において注意喚起を行っている。

(4) 県外警察職員の活動への支出について

ア 県が負担した経費は、需用費（燃料費、修繕費）と役務費（通信運搬費、手数料）であった。

イ 修繕費の内容は故障車両の修繕等（フロントガラス破損、タイヤ交換、エアコン修理、法定点検整備等）、通信運搬費は故障車両のレッカー代、手数料はエンジン始動不調車輛の処置（DPF装置の強制燃焼手数料）であった。

ウ 車両の維持費については、年度末に10分の5が国庫補助となる予定である。

エ 予算執行伺、請求書、支出負担行為兼支出調書等を確認したところ、適正であった。

(5) 県費負担の根拠について

警察本部長が発出した平成28年7月12日付け沖備二第3877号において、給油、車輛故障等の修理に関する経費を沖縄県で負担すると記載している。

派遣元の都府県と沖縄県間の旅費については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第7項（警備のための出動）に当たるとして国庫支弁となっている。

(6) 高速道路料金について

警察本部と西日本高速道路株式会社九州支店との協定に基づき、公務従事車両は無償で高速道路を利用できるため、県費負担は発生していない。

(7) 支出に係る決裁権者について

請求人は公金を支出した警察本部長又は同支出につき決裁を行った職員に対して、損害賠償請求又は損害賠償命令を行うことを求めているので、その点について確認する。

ア 需用費及び役務費の支出権限（支出負担行為及び支出命令の執行）を有する者は知事である（地方自治法第149条第2号）。

イ 地方自治法第180条の2及び県議会事務局等の収入徴収等専決規程（昭和47年沖縄県訓令第4号）第1条の規定により、警察本部長は、知事の行う支出負担行為及び支出命令を専決する。

ウ 沖縄県警察の会計事務専決及び代決に関する訓令（昭和48年沖縄県警察本部訓令第1号）第2条の規定により、需用費及び役務費の支出については、警察本部会計課長の専決事項となっている。

2 監査委員の意見

地方自治法第242条第8項の規定によると住民監査請求に基づく監査及び勧告の決定は監査委員の合議によるものとされている。

監査委員は、本請求を受理して以来慎重に検討してきたが「請求に理由がない」とする3名の監査委員の意見と「請求に理由がある」とする1名の監査委員の意見に分かれたため、合意を得べく協議を重ねてきたが、最終的に意見の一致をみることがで

きず合議が整わなかった。

なお、参考として監査の結論についての意見を述べておく。

(1) 請求には理由がないとする監査委員の意見

ア 公安委員会における援助要求の決定が適正になされていたかについて

(ア) 請求人は、援助要求の決定に当たって公安委員会による会議が行われておらず、議事録も作成されていないことから違法・不当であると主張する。

この主張は、平成28年7月12日の援助要求の決定が運営規則第2条に定める「会議によって権限を行う」という規定に反するものと主張するが、運営規則第9条の2の規定において「緊急の必要がある場合において会議を招集することができないとき、または招集してもこれを開くことができないときは、委員長または委員は会議以外の方法で他の委員と協議を行い、委員会の権限を行使することができる」とされている。

監査並びに公安委員の意見陳述において、公安委員会は、①沖縄防衛局が7月22日までに工事を再開するとの話があった、②援助要求する他都府県公安委員会においても当該公安委員会における決定が必要であった、③直前に派遣されても必要な警備活動ができない、との理由で平成28年7月14日の定例委員会の前に決定する必要があった、との見解を述べており、運営規則第9条の2に定める緊急の必要がある場合と認められる。

また、公安委員会は、決裁に当たって2度に渡って警備部長から説明を受け、その際に各公安委員が質疑をして具体的な指摘を行うとともに、他の公安委員の反応や検討指摘事項等の伝達を受けてこれを共有するなどしており、実質的に協議・合議があったものと考えられる。

(イ) 請求人は、7月12日の公安委員会の決定に先立って、警察庁から関係する都府県の警察本部長等に対して援助要求に対応するよう依頼する文書を発出したことについて違法だと主張する。

警察法第60条第2項の規定において「前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合は、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない」と規定しており、これに基づき事務方である警察職員が公安委員会を補佐する立場から、警察庁担当者との間で必要な連絡調整を行ったものと認められる。

警察庁がこうした連絡を踏まえて、関係都府県の警察本部長等との間で事務的調整を行ったことについては、監査委員は見解を述べる立場にない。

イ 東村高江での警備活動は、警察法違反であるかについて

請求人は、東村高江での警備活動は警察法第2条の規定に違反していると主張し、これに対して、公安委員会及び警察本部は、法に則った警備活動としている。

住民監査請求の対象となるのは、長又は職員等の違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実であることから、当該主張については、住民監査請求の対象としてなじまない。

ウ 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 請求には理由があるとする監査委員の意見

ア 請求人が提出した事実証明書及び陳述さらに新聞報道等からも、東村高江における警備活動については憲法に定めた人権を侵害する事実が認められ、したがって、警察法第2条の規定に違反することは明らかである。

イ 公安委員会及び警察本部は、警察法第60条第1項に基づいた適法な援助要求で

あると主張するが、明らかに警察法第2条の規定に違反する違法な警備活動に対して公費を支出することは認められないことから、請求人の主張には理由があると判断する。

ウ なお、過去には、米軍基地の警備を目的とした県外警察職員の派遣があったことなど、その経費が県の負担となることに疑問を感じる事例もあったことから、監査委員としては、援助要求に対してはその目的等についても議論すべきという意見を付しておきたい。